



佐賀県公報

平成21年
3月25日
(水曜日)
号外第6号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

- 佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則 (五・税務課)
- 佐賀県核燃料税条例施行規則 (六・")

公布された規則のあらまし

- 佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則(規則第五号)
佐賀県核燃料税条例の施行期日は、平成二十二年四月一日とすることとした。
- 佐賀県核燃料税条例施行規則(規則第六号)
1 核燃料税に関し、申告書、納付書、通知書等の様式等必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

規則

佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五号

佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則

佐賀県核燃料税条例(平成二十年佐賀県条例第四十一号)の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

佐賀県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六号

佐賀県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県核燃料税条例(平成二十年佐賀県条例第四十一号)以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第二条 条例及びこの規則に規定する次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
一 条例第八条に規定する申告書及び条例第九条第二項に規定する修正申告書	核燃料税 申告書 修正申告書 (様式第一号)
二 条例第八条、第九条第二項及び第十一条に規定する納付書	納付書(様式第二号)
三 条例第十条に規定する更正又は決定及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の決定の通知書	核燃料税 更正(決定) 加算金額決定 通知書(様式第三号)
四 第三条第一項に規定する申請書	核燃料税の申告納付期限延長の申請書(様式第四号)
五 第三条第二項に規定する通知書	核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書(様式第五号)

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る書類の様式は、佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)以下「県税条例施行規則」という。)の定めるところによるものとする。この場合において、県税条例施行規則に定める様式中「審査請求書」とあるのは「佐賀県知事」と、「審査請求」とあるのは「理繕申立て」、「審査請求書」とあるのは「

「課税課長」と、「課税事務所」とあるのは「課税課長兼本部事務課」とする。

(申告納付期限の延長の申請等)

第三条 核燃料税の納税義務者は、条例第五条第二項に規定する取得原価が確定しないため、条例第八条の規定による申告納付の期限の延長についての知事の指定を受けようとするときは、その旨、理由等を記載した申請書を、申告納付の期限の十五日前までに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、条例第八条の規定により申告納付の期限を指定したときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知書により通知しなければならない。

(納税証明書の交付の請求の特例)

第四条 核燃料税に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の証明書の交付の請求については、県税条例施行規則第六条中「県税事務所の長」とあるのは、「知事」とする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <div style="text-align: center;"> 年 月分核燃料税 申告書 修正申告書 </div> </div>				
年 月 日 佐賀県知事 様	※ 処理 事項	申告処理年月日 (通信日付印)	精査検算	
		.		
	原子炉設置者 の所在地			
	原子炉設置者の名称 及び代表者の氏名		(印)	
この申告の担当課名 及び担当者の氏名		課名 氏名 電話番号() —		
申告区分	摘 要	課 税 標 準 額	税 率	税 額
申告納付額	申 告 額	千円	$\frac{13}{100}$	円
	納 付 年 月 日	年 月 日		
修 正 申 告 納 付 額	修正申告納付額 (ア)		$\frac{13}{100}$	
	当 初 申 告 額 (イ)		$\frac{13}{100}$	
	差 引 増 差 額 (ア) — (イ)		/	
	増 差 税 額 納 付 年 月 日	年 月 日		
備 考				

- 注 1 この申告書には、核燃料体の数、核燃料体一体当たりの取得原価等を記載した附表の「課税標準に関する明細書」を添付してください。
- 2 「年 月分」は、条例第8条の規定による申告書の提出期限の属する年月を記入してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

付表

課税標準に関する明細書

発電用原子炉設置場所	
発電用原子炉名称	
核燃料の炉内挿入年月日	年 月 日

1 挿入核燃料の内訳

(1) 新規挿入核燃料（課税対象分）

①高燃焼度燃料

発電所受入年月日	体数 A	取得原価（課税標準） B	核燃料の単価 C=B÷A
年 月 日	体	円	円
・			
・			
計			平均単価

②MOX燃料（混合酸化物燃料）

発電所受入年月日	体数 A	取得原価（課税標準） B	核燃料の単価 C=B÷A
年 月 日	体	円	円
・			
・			
計			平均単価

③その他ウラン燃料

発電所受入年月日	体数 A	取得原価（課税標準） B	核燃料の単価 C=B÷A
年 月 日	体	円	円
・			
・			
計			平均単価

小計 ①+②+③

(2) 再挿入核燃料（課税済）

合計 (1) + (2)

〈備考〉

2 核燃料の保有状況

(1) 未使用核燃料 (未課税分)			
発電所受入年月日	体数 A	取得原価 B	核燃料の単価 $C=B \div A$
年 月 日	体	円	円
・			
・			
計			平均単価
(2) 一部照射済核燃料 (課税済)		〈備考〉	
合計 (1) + (2)			

〈記載要領〉

- 1 この明細書は、発電用原子炉ごとに記載し、様式第1号の申告書（修正申告書）に添付して提出してください。
- 2 「新規挿入核燃料」とは、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものをいいます。
- 3 「再挿入核燃料」とは、新規挿入核燃料として既に課税された核燃料で、再び炉内に挿入されたものをいいます。
- 4 「核燃料の単価」は、取得原価を挿入核燃料の体数で除して算出し、その額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
- 5 「一部照射済核燃料」には、使用済核燃料として経理されたものは含まれません。

様式第2号 (第2条関係)

納付書		加入者	
佐賀県	口座番号	佐賀県会計管理者	
	佐賀銀行県庁支店普通1		
システム	納番	課区	処理日
校番	実績	課区	処理日
所在地			
名称			
様分			

税目	核燃料税	年	月	分
税	額	億	千	百
延滞	金			
3 過少申告	金	コード		
4 不申告	金			
重加算	金			
計				

納付期限 佐賀県指定、指定代理及び
取納代理金融期間

年 月 日

上記の金額を納付します。
(金融機関用)

領収日付印

領収済通知書		加入者	
佐賀県	口座番号	佐賀県会計管理者	
	佐賀銀行県庁支店普通1		
システム	納番	課区	処理日
校番	実績	課区	処理日
所在地			
名称			
様分			

税目	核燃料税	年	月	分
税	額	億	千	百
延滞	金			
3 過少申告	金	コード		
4 不申告	金			
重加算	金			
計				

納付期限

年 月 日

上記のとおり領収しましたので通知します。
佐賀県会計管理者 様

(県 用)

領収日付印

領収証書		加入者	
佐賀県	口座番号	佐賀県会計管理者	
	佐賀銀行県庁支店普通1		
システム	納番	課区	処理日
校番	実績	課区	処理日
所在地			
名称			
様			

税目	核燃料税	年	月	分
税	額	億	千	百
延滞	金			
3 過少申告	金	コード		
4 不申告	金			
重加算	金			
計				

納付期限

年 月 日

上記の金額を領収しました。
領収日付印


(納税者用)

様式第3号 (第2条関係)

年		月分核燃料税		更正(決定)通知書	
				加算金額決定	
納税者 所在地 名称 様				第	号
				年	日
				月	
				佐賀県知事 印	
次のとおり核燃料税の税額を更正(決定)したので通知します。 加算金額を決定					
この通知に基づく不足税額及び加算金額を納期限までに納付書によって納付してください。					
申告書提出期限	年	月	日	申告書提出年月日	年 月 日
区	分	課税標準額	税率	税額	
更正(決定)額(イ)		千円	$\frac{13}{100}$	円	
既に納付の確定した額(ロ)			$\frac{13}{100}$		
差引税額(イ) - (ロ) (ハ)					
区	分	基礎となる額	乗ずる率	加算金額	
過少申告加算金額(ニ)		円	$\frac{5}{100}$	円	
不申告加算金額(ホ)			$\frac{—}{100}$		
重加算金額(ヘ)			$\frac{—}{100}$		
合計(ニ) + (ホ) + (ヘ) (ト)					
納期限	年	月	日	納付すべき税額等の合計額(ハ) + (ト)	円
<p>1 不足税額に対しては、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又は全額を切り捨てる。)に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てる。)の延滞金を加算して納付してください。</p> <p>2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により知事に異議申立てをすることができます。</p> <p>3 この更正又は決定についての取消しの訴えは、上記2の異議申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができません。</p> <p>異議申立ての裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、異議申立てに対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 異議申立てをした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					

様式第4号 (第2条関係)

核燃料税の申告納付期限延長の申請書

<div style="text-align: center;">  年 月 日 </div> 佐賀県知事 様		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日	整 理 番 号
			通 信 日 付 印	
			確 認 印	
所 在 地	〒□□□□-□□□□ 電話番号() —			
法 人 名				
代 表 者 の 氏 名	Ⓔ			
経 理 責 任 者 の 氏 名	Ⓔ			
下記のとおり申告納付期限延長の指定を受けたいので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。				
原 子 炉 名				
使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年 月 日			
申 告 納 付 期 限	年 月 日			
延長の指定を受けようとする申告納付期限	年 月 日			
申告納付期限の延長を必要とする理由				

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号 (第2条関係)

第 号
年 月 日

核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書

納税義務者
所在地
名称

様

佐賀県知事



年 月 日付けで申請のあった 年 月分の核燃料税の申告納付期限の延長について、佐賀県核燃料税条例第8条の規定により下記のとおり指定したので、佐賀県核燃料税条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

原子炉名		使用前検査の合格日又は定期検査の終了日	年 月 日
核燃料税申告納付期限の指定日			年 月 日

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社